

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 216 号	第2種 共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	美方郡香美町香住区境から下浜に至る間の地先	但馬
		とびうお刺網漁業 かわはぎ刺網漁業 かます刺網漁業 雑魚小型定置網漁業 いかかご漁業	5月1日から7月31日まで 5月1日から11月30日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	漁場の区域 次のA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区沖浦長ツ口479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界(浜の谷) B 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑松ヶ崎493番地との界(松ヶ崎) ア Aから353度40分1,500メートルの点 イ Bから353度40分1,500メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-